

平成21年7月16日

## シール印刷部門のグリーンプリンティング製品認定制度の適用について

社団法人日本印刷産業連合会  
グリーンプリンティング認定事務局

グリーンプリンティング認定制度におけるシール印刷部門において、グリーンプリンティング認定工場が製造した印刷製品に対し、下記の要領でグリーンプリンティングマーク（以下「GPマーク」という。）を表示できることとする。

### 記

#### 1. 規程の準用

シール印刷部門においては、印刷製品へのGPマーク表示について、グリーンプリンティング製品認定規程（オフセット印刷部門/平成18年9月25日制定）を準用することとする。その際、本規程にある「オフセット印刷」を「シール印刷」に読み替える。

なお、GPマークの表示については、シール・ラベル製品単体をはじめ、シート・ロール状で納品する場合は、その余白にGPマークを表示することができるものとする。

#### 2. 準用の開始時期

平成21年7月16日から準用する。

#### 3. グリーンプリンティング製品認定規程の改定

グリーンプリンティング製品認定規程の改定時には、シール印刷部門を対象範囲に含めた改定を行うものとする。ただし、改定規程の実施日までの期間は、本要領で実施する。

以上